

明治公園及び代々木公園整備・管理運営事業（Park-PFI）の事業者を公募します

都は、都民や来園者の皆様の多様化するニーズに対応し、公園内で誰もが心地よく過ごせる場を創出していくため、民間との連携による魅力ある公園づくりの取組を進めています。

このたび、公園周辺のまちづくりにあわせて新たに整備する、都立明治公園（所在地：新宿区霞ヶ丘町、渋谷区神宮前二丁目ほか）及び都立代々木公園（所在地：渋谷区神南一丁目）において、都として初めて都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）※を活用し、下記のとおり公園の整備・管理運営を行う事業者を募集します。

※公募設置管理制度（Park-PFI）とは

都市公園において飲食店、売店等の公園利用者の利便性の向上に資する公園施設（公募対象公園施設）の設置と、設置した施設から得られる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備や、改修等を一体的に行う民間事業者を公募により選定する制度

記

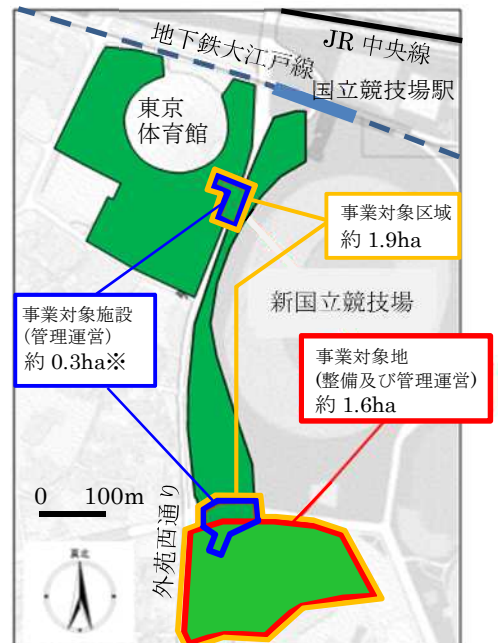
1 明治公園の事業概要

事業対象区域（事業対象地及び事業対象施設）において、以下の事業を実施する事業者を公募します。

【事業内容】

- (1) 次の公募対象公園施設の整備及び管理運営
 - ・快適な滞在空間で飲食を楽しむことができる施設
 - ・広場や樹林地を活用したアクティビティやリラクゼーションを提供する施設※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じて屋内外空間で快適に過ごせる提案とします
- (2) 特定公園施設の整備及び管理運営
- (3) 利便増進施設の設置及び管理運営
 - ※任意提案
- (4) 魅力向上事業の実施

【明治公園事業対象区域位置図】



※事業対象地と重複する 0.2ha を除く面積

お問い合わせ先
建設局公園緑地部公園課 電話 03-5320-5168

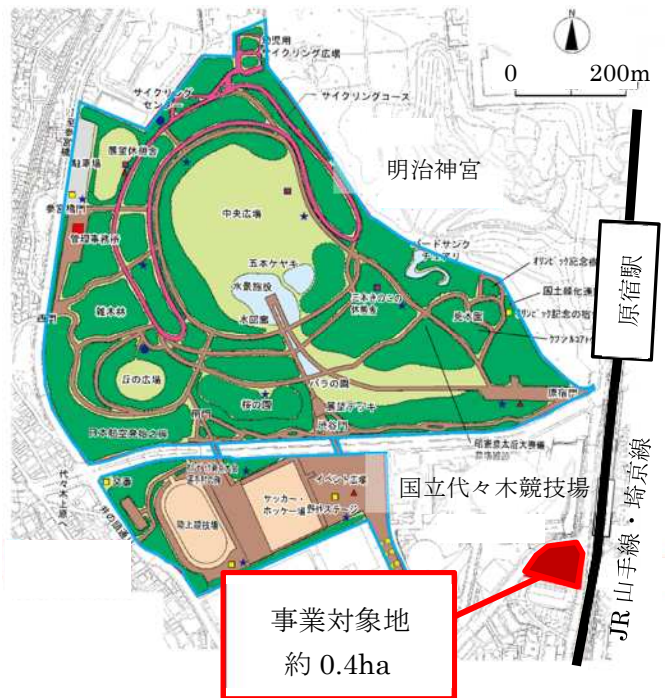
2 代々木公園の事業概要

事業対象地において、以下の事業を実施する事業者を公募します。

【事業内容】

- (1) 次の公募対象公園施設の整備及び管理運営
 - ・快適な滞在空間で飲食を提供する施設
 - ・多様な人が交流しながら楽しみ、健康増進につながる施設※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に応じて屋内外空間で快適に過ごせる提案とします
- (2) 特定公園施設の整備及び管理運営
- (3) 利便増進施設の設置及び管理運営
※任意提案
- (4) 魅力向上事業の実施

【代々木公園事業対象地位置図】



3 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により選定します。

4 公募スケジュール

- ・公募設置等指針の配布 令和3年3月31日(水)～5月28日(金)
- ・現場見学会参加申込期限 令和3年4月7日(水)17:00まで
- ・現場見学会 (明治公園) 令和3年4月16日(金)
(代々木公園) 令和3年4月20日(火)
- ・質問書受付 (明治公園) 令和3年4月16日(金)～4月26日(月)17:00まで
(代々木公園) 令和3年4月20日(火)～4月28日(水)17:00まで
- ・質問書最終回答期限 令和3年5月21日(金)
- ・応募登録 令和3年5月24日(月)～5月28日(金)17:00まで
- ・公募設置等計画の受付 令和3年8月30日(月)～9月3日(金)17:00まで
- ・公募設置等計画の評価・選定 令和3年9月～10月(予定)
- ・設置等予定者の選定結果通知 令和3年10月(予定)

5 事業スケジュール(予定)

- ・公募設置等計画の認定 令和3年12月
- ・基本協定の締結 令和3年12月
- ・実施協定の締結 令和4年3月末
- ・認定計画提出者による工事 (明治公園) 令和4年4月～令和5年10月

- ・ 供用開始 (代々木公園) 令和 4 年 4 月～令和 6 年 3 月
(明 治 公 園) 令和 5 年 10 月
- ・ 事業終了 (代々木公園) 令和 6 年 3 月
令和 24 (2042) 年 3 月末

6 公募設置等指針の配布

公募設置等指針は以下のとおり配布します。

(1) 期間

令和 3 年 3 月 31 日(水曜日)～同年 5 月 28 日(金曜日)

(2) 配布方法

- ・ 都建設局ホームページ

https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/park/tokyo_kouen/meijiyoyogi2.html

- ・ 窓口

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第二本庁舎 5 階北側

東京都建設局公園緑地部公園課利用促進担当

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ホームページをご活用いただくとともに、窓口へ来庁される際はマスク着用など、感染症対策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

7 選定の進め方

- ・ 一次審査：書類審査

- ・ 二次審査：学識経験者等の外部委員からなる選定委員会にて審査

※二次審査で最も評価が高かった応募者を本事業の実施事業者として内定

※内定者と協議を行い、公募設置等計画の認定及び事業実施に関する基本協定を締結することで、事業者として決定

8 関連資料

【明治公園】

- ・ 公募設置等指針
- ・ 各種様式 (様式 1 から 14 まで)
- ・ 各種資料 (別紙 1 から 10 まで)

【代々木公園】

- ・ 公募設置等指針
- ・ 各種様式 (様式 1 から 14 まで)
- ・ 各種資料 (別紙 1 から 6 まで)